

新たな外国人技能実習法の概要について

新たな外国人技能実習制度は、技能実習法が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されました。それまで入管法令によって、在留資格「技能実習」に係る要件等とされていた種々の規定を取りまとめ、さらに制度の抜本的な見直しを行って、新たに技能実習制度の基本法として制定され整備されたものです。

主に技能実習生に対する保護方策として「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。」とされています。

大幅な改正となりますが、企業様において特に重要となるポイントをご案内致します。

改正内容の大きなポイント

- ① 実習実施者(受入企業)については**届出制**となります。
- ② 技能実習生一人一人に**「技能実習計画」の作成及び認定**が必要となります。
- ③ 「技能実習計画」認定の申請には**申請手数料 3,900 円(1件)**が必要となります。
- ④ 技能実習生の**基本受入人数枠が拡大変更**されます。
- ⑤ **優良な実習実施者の要件**を満たし認定されると、実習期間が**3年間→5年間へ延長**されます。
- ⑥ 技能実習法に基づき**「外国人技能実習機構」**が創立されました。

(本部事務所) 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階

(地方事務所)

●福岡事務所:福岡市博多区古門戸町1-1日刊工業新聞社西部支社ビル7階

<管轄地区:福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・沖縄県>

●熊本支所:熊本市中央区花畑町1-7MY熊本ビル2階

<管轄地区:熊本県・宮崎県・鹿児島県>

●広島事務所:広島市中区大手町3-1-9広島共立ビル3階

<管轄地区:山口県>

●名古屋事務所:名古屋市中区栄4-15-32日建・住生ビル5階

<管轄地区:愛知県>

新たな外国人技能実習制度について

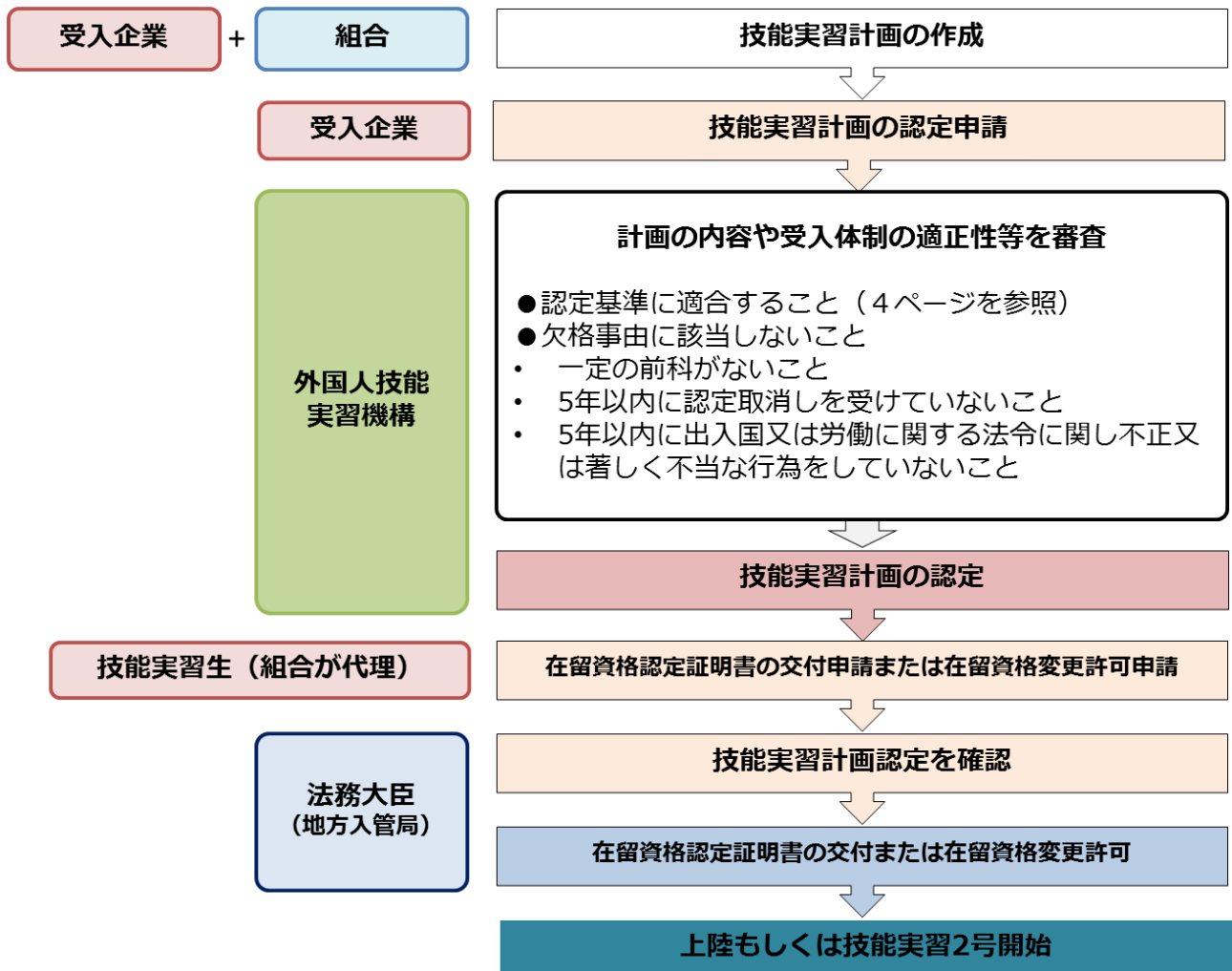
特に受入企業様において重要となる内容をご案内致します。

技能実習計画の作成から認定

新制度では、技能実習を行うにあたって、実習生ひとりひとりの技能実習計画書を作成し、機構からの認定が必要となります。

申請は実習実施開始予定日の6ヶ月前から申請可能です。また原則として4ヶ月前までに申請を行うことが必要です。

(技能実習計画作成～認定～技能実習開始までの流れ)



※ 技能実習計画の作成にあたっては組合がご指導いたします。

※ 技能実習計画書は、技能実習1号（1年目）・技能実習2号（2年目・3年目）の都度、認定申請が必要です。（技能実習計画の変更申請も同じ）

技能実習計画1件（技能実習生1名）につき、**3,900円（非課税）**

技能実習計画の認定基準について

※下線の赤字が新制度における変更箇所

- ① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ② 技能実習の目標
 - (技能実習 1 号) 技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技及び学科試験への合格等
 - (技能実習 2 号) 技能検定 3 級これに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
 - (技能実習 3 号) 技能検定 2 級これに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
- ③ 技能実習の内容(※)
 - 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
 - 技能実習 2 号・3 号については移行対象職種・作業に係るものであること。
 - 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
 - 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の 2 分の 1 以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の 2 分の 1 以下、周辺業務は時間全体の 3 分の 1 以下とすること。
 - 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること。
 - 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
 - 技能実習 3 号の技能実習生の場合は、第 2 号修了後に 1 ヶ月以上帰国していること。
 - 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
 - 技能実習 1 号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
 - 複数職種の場合は、いずれも 2 号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。
- ④ 実習実施する期間（技能実習 1 号は 1 年以内、技能実習 2 号・3 号は 2 年以内であること）
- ⑤ 前段階における技能実習（技能実習 2 号は 1 号、技能実習 3 号は 2 号）の際に定めた目標が達成されていること。
- ⑥ 技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）
- ⑦ 適切な体制・事業所の設備、責任者の選任(※)
 - 各事業所ごとに下記を選任していること。
 - ◆ 「技能実習責任者（技能実習の実施に関する責任者）」
 - 技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ過去 3 年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）。
 - ◆ 「技能実習指導員（技能実習生への指導を担当）」
 - 修得させる技能について 5 年以上の経験を有する常勤の役職員
 - ◆ 「生活指導員（技能実習生の生活指導を担当）」
 - 常勤の役職員
 - 申請者が過去 5 年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
 - 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

- ⑧ 許可を受けている監理団体（組合）による実習監理を受けること。
- ⑨ 日本人と同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）
 - 報酬の額が日本人と同等以上であること
（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める）
 - 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
 - 食費・居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適切な額で合意がなされていること。
（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。
- ⑩ 優良要件への適合<第3号技能実習の場合>7ページ参照
- ⑪ 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）6ページ参照

※③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者（受入企業）又は監理団体（組合）は当該要件の基準を満たすことが必要となる。

技能実習生の基本受入人数枠の拡大変更

<新制度からの基本人数枠>

実習実施者（受入企業）の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

※技能実習生の数を常勤従業員の数に含むことはできません。

常勤職員数の総数 50 人以下の実習実施者（受入企業）において、受入人数枠が拡大変更されました。新制度では 41 人～50 人は 5 人、31 人～40 人は 4 人、30 人以下は 3 人の受入れが可能です。

（参考）現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

優良な実習実施者（受入企業）について

優良な実習実施者（受入企業）に認定されると実習期間の延長や受入人数枠を増やすことができます。そのためには以下の要件を満たす必要があります。

優良な実習実施者の要件（満点 120 点）

①技能等の修得等に係る実績（70点）	・過去3年間の基礎級・3級・2級程度の技能検定等の合格率* *3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
②技能実習を行わせる体制（10点）*	・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の講習受講歴 （講習については経過措置有）
③技能実習生の待遇（10点）	・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較 ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
④法令違反・問題の発生状況（5点） ※違反等あれば大幅減点	・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ・過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
⑤相談・支援体制（15点）	・母国語で相談できる相談員の確保 ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
⑥地域社会との共生（10点）	・実習生に対する日本語学習の支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

得点が満点（120点*）の6割以上となると優良な実習実施者（受入企業）の基準に適合することとなります！

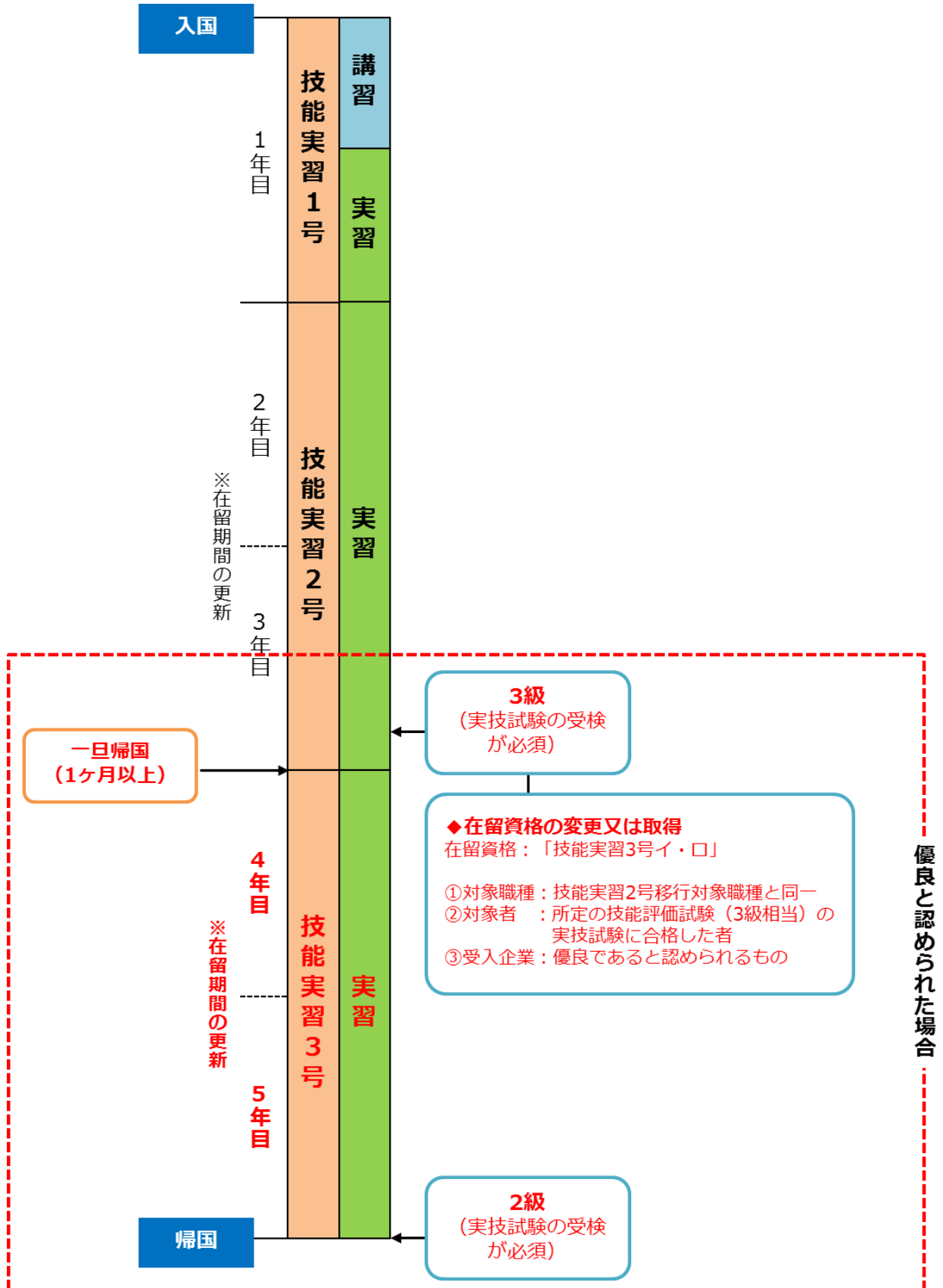
***技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の養成講習の整備から1年までは配点がありませんので、満点は110点となります。**

要件を満たすために必要な事項につきましては、各担当者より随時ご案内とヒアリングを実施致します。
皆様のご協力の程宜しくお願い致します。

優良な実習実施者の要件を満たすと

実習期間が3年から5年に延長できます！

(新制度における技能実習の流れ (※赤字が新制度の内容))



よくあるご質問

◆ いつ入国予定の実習生から新制度での申請の対象となりますか？

2017年11月以降に入国予定の実習生から新制度での申請対象となりますが、2018年1月末までに入国予定の実習生までは、旧制度（現行制度）での申請が可能となります。

（変更・更新申請に関しては、2018年1月末までの在留期限の実習生が旧制度での申請対象となります）

◆ 新制度の手続きはいつから始まりますか？

2017年7月より技能実習計画認定申請の受付が開始され、11月1日以降に入国予定の実習生から新制度で手続きができます。ただし新制度で手続きする場合、企業様にご準備頂く書類が多くあります。

また新制度移行前の手続きは、機構による許可に時間がかかり入国予定日が遅れる可能性がありますので、予定通りの入国をご希望であれば、2018年1月末入国までは旧制度での申請をお勧め致します。

◆ 新制度に向けて受入企業が特に注意することはありますか？

- ① 技能実習生の保護が強化されますので、労務管理関係などにご注意ください。特に残業時間管理は要注意となります。
- ② 新制度への移行後は、申請時に必要となる受入企業様に提出していただく添付書類（役員の住民票など）が増えます。事前にご案内致しますので、ご協力の程宜しくお願いします。
- ③ 実習実施開始予定日（受入開始予定日）の6ヶ月前（遅くとも4ヶ月前）に技能実習計画を、外国人技能実習機構へ提出します。よって面接は余裕をもったスケジュールをご案内致します。

◆ どうしたら優良な実習実施者（受入企業）となれますか？

優良な実習実施者となるためには要件を満たす必要があります。要件の内容は7ページをご参照ください。

また、技能実習計画を外国人技能実習機構へ提出する際に「優良要件適合申告書」を一緒に提出致します。「優良要件適合申告書」では、技能実習の修得に係る実績や技能実習生の待遇など具体的な設問があります。詳細は組合までお問い合わせください。

◆ 技能実習責任者の養成講習は必須ですか？いつまでに受講が必要ですか？

技能実習責任者になるためには、主務大臣が認めた養成講習機関での受講が必須です。

しかし、2017年5月現在では詳細が発表されておりませんので、経過措置によって、当面の間は養成講習を受講しなくとも技能実習責任者となることが可能とされています。

詳細が出ましたら組合よりご案内致します。

◆ 受入企業は「届出制」とありますが、いつ外国人技能実習機構へ届出すればよいですか？

初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときに届出が必要です。（都度ではありません）

届出が受理された場合には、「実習実施者届出受理番号」が付与され、今後の申請時に必要となりますので、大切に保管してください。